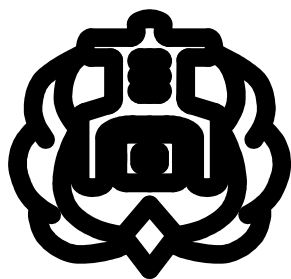


学校いじめ防止基本方針

「未然防止」 いじめを生まない土壌づくり

「早期発見」 小さな変化に気づき、積極的認知

「迅速対応」 組織的対応と関係機関との連携



沖縄県立南部商業高等学校

沖縄県立やえせ高等支援学校

令和2年4月1日 改定

目 次

はじめに

I	いじめ防止に関する本校の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1. 学校いじめ防止基本方針でめざす生徒像 2. いじめの定義	
	3. いじめに対する認識 4. いじめの構造 5. いじめの態様	
II	いじめ防止対策委員会の組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1. いじめ防止対策委員会 2. 組織の役割	
III	いじめの未然防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1. 教職員の取組 2. 生徒の取組	
IV	いじめの早期発見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	1. 教職員の取組 2. 生徒の取組	
V	いじめに対する措置（迅速対応） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	1. 教職員の取組 2. 生徒の取組	
VI	重大事態の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	1. 重大事態の発生・調査 2. 重大事態への対応	
	3. 重大事態の調査結果の報告	
VII	平成30年「沖縄県いじめ防止基本方針の改定」の主なポイント	

別紙1・・・いじめ発生時の通常対応（組織体制図）

別紙2・・・重大事態の発生と対応

別紙3・・・いじめ防止のための年間プログラム

別紙4・・・保存版 いじめのサイン発見シート（政府広報 文部科学省）

別紙5・・・三者面談配布資料「学校いじめ防止基本方針」 ー抜粋ー

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、ここに「いじめ防止基本方針」を定める。

学校は、常に保護者や地域住民、関係諸機関との連携を図りつつ、組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめをうけていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

I いじめ防止に関する本校の考え方

1. 学校いじめ防止基本方針でめざす生徒像

- (1) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする生徒
- (2) いじめが人権にかかわる重大な問題であることを理解し、いじめをゆるさないという意志をもつとともにいじめ防止のために具体的に行動できる生徒
- (3) コミュニケーション能力を身に付け、人間関係で生じる様々な問題に対して冷静かつ論理的に対応できる生徒。

2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

（注1）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注2）「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。また、物理的な影響とは、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

3. いじめに対する認識

- (1) 「いじめは人として絶対に許されず、本校ではいじめは絶対に許さない」との認識
- (2) 「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、「いじめられた生徒の立場に立って行う」との認識
- (3) いじめがあるか否かの判断に当たっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周囲の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める必要がある。心身の苦痛を感じているものが全ていじめと認識されるとは限らないことの認識
- (4) 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こりうる」との認識
- (5) 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

4. いじめの構造

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「群衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意が必要である。

5. いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

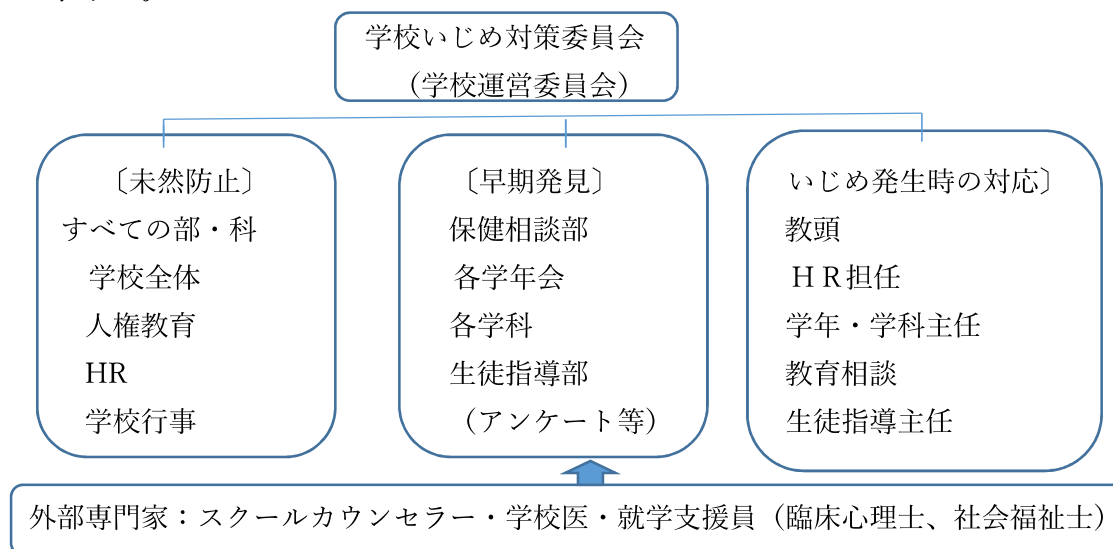
- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたりする
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・性的いたづらをされる 等

上記の「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。

II いじめ防止対策委員会の組織

1. いじめ防止対策委員会

- (1) 運営委員会を学校いじめ対策委員会とし、いじめ対策の総括を行う。
- (2) 対策の各フェーズ（未然防止・早期発見・いじめ発生時の対応）で次のように役割分担する。



2. 組織の役割

〔未然防止〕

- 全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、行事等を通しあらゆる場面で全ての生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくる。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

〔早期発見〕

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全職員で連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。
- 早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、地域、家庭と連携して生徒を見守る。

〔いじめ発生時の対応〕

- いじめが確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認する。
- いじめたとされる生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行い、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関と連携する。
- 職員研修等でいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、組織的な対応を可能とする。

Ⅲ いじめの未然防止

1. 教職員の取組

(1) 居場所づくり・絆づくり

- ア. 学校行事を通して「居場所づくり」、生徒・教職員相互の「信頼関係づくり」を図る
 - ・各行事の実施要項に「目的・ねらい」に明示する。
 - ・全ての学校行事を「居場所づくり」「信頼関係づくり」の視点で工夫・改善する。
 - ・行事では、生徒一人ひとりが明確な役割を担うように計画し、それを周囲（クラス・学年・生徒会など）で支え合うようにし、さいごまでやり遂げる達成感と充実感を味あわせる。

イ. 構成的グループエンカウンターの積極活用

- ・HR、学科、学年での実施

(2) 生徒に社会性を身につけさせる

ア. 人権教育の充実

- ・人権新聞の活用
- ・人権講演会の実施

- ・学科及び学年集会でいじめは人権を踏みにじる行為で決して許されないことを理解させる。
- イ. 環境美化活動の充実
 - ・花木の苗を育て、維持管理することにより、生物・人の命を大切にする心を育てる。
 - ・清掃活動を生徒全員で協力し行う。
- ウ. 基本的生活習慣の確立
 - ・勤怠状況の改善に向けた取組（遅刻ゼロ週間等）
 - ・身なり指導の充実
- エ. 授業での取組
 - ・授業の中で、お互いに討議するなど小集団における個々の意見尊重の機会を設ける。
 - ・演習等では、助け合い（教え合うなど）の精神を養い、思いやりの心・感謝する心を育てる。
- オ. 情報モラル教育の充実
 - ・情報に関する科目での実施
- カ. 他者の話を傾聴する姿勢の育成
 - ・集会等での聴く態度の育成
- （３）学習規律の確立とわかる授業に向けた授業改善
 - ア. 学習規律を確立し、授業中のひやかしやからかいを防ぎ、安心して授業に参加できるようにする。
 - イ. すべての生徒が参加し、授業場面で活躍できる授業への改善を行い、学習への自信を高める。
 - ・管理者による授業観察にあわせ授業を公開するなど、互いの授業を参観し合う機会をつくる。
- （４）職員のスキルアップ
 - 職員研修の実施
 - ・校内研修による意識の向上と基本方針に基づく共通理解
 - ・多様化するいじめの様態や構造的特徴など科学的認識および共通理解
 - ・ケーススタディ
- ２．生徒の取組
 - （１）生徒会を中心としたいじめ防止の取組
 - ア. 演劇等を通して、いじめが及ぼす影響（被害者側・加害者側）を伝える
 - イ. いじめ防止・根絶についての意識啓発活動（ポスターの作成、標語・スローガンの募集）
 - ウ. リーダー研修でいじめ防止について考える機会を作る。
 - エ. ビア・サポート研修会
 - （２）基本的生活習慣の確立
 - ア. 生徒たち自身による遅刻・欠席・欠課をなくす取組
 - （３）環境美化活動の充実

- ア. 清掃活動を生徒全員が協力し行う雰囲気をつくる。
- イ. 勤労奉仕活動

IV いじめの早期発見

1. 教職員の取組

(1) いじめの兆候を見逃さない

「いじめは積極的に認知する」

ア. アンケートの実施と活用

- ・ いじめに関するアンケートの実施（毎学期）
- ・ 「心の安全チェック」の実施（年2回）
- ・ セラプラス

イ. 生徒との対話・会話

- ・ 教師と生徒の日常の交流を通じた発見（休み時間、昼休み、放課後の雑談）
- ・ 業務の多忙化解消により、生徒の変化を見逃さない心に余裕のあるH R経営・授業実践
- ・ いじめを発見した生徒がH R担任や職員に相談しやすい環境を整える。

ウ. 校内巡視、ネット上の情報収集

- ・ 休み時間、昼休み、放課後等の計画的な校内巡視
- ・ 授業の遅刻、無届欠課などから兆候を発見
- ・ 学校裏サイトなどネットによる誹謗・中傷等の書き込みの定期的な監視や情報収集

エ. 相談窓口

- ・ いじめの相談窓口（教育相談）の周知
- ・ メールで相談できる窓口の設置

学校メールアドレス school@nanbu-ch.open.ed.jp

(2) 情報共有・情報管理の徹底

ア. 拡大学年会での情報共有

- ・ 生徒の交友関係図の作成
- ・ 保健室の来室頻度が高い生徒について情報を共有する。

イ. 校内LAN（Sa-net）を利用した情報の共有

- ・ 教員の気づきを書き込み共有する。

2. 生徒の取組

(1) いじめを発見したら学校・保護者・身近な大人へ相談する雰囲気を醸成する。

(2) 相談箱（目安箱）の設置

(3) ピアサポート同好会の活動の活性化

V いじめに対する措置（迅速対応）

1. 教職員の取組

(1) いじめ及びいじめが疑われる行為が発見された場合

いじめ及びいじめが疑われる行為が発見された場合の対応を定め、迅速な問題解決を図る。

- ・ H R担任は、学年主任及び保健相談部の協力のもと、いじめに係る情報を適切に記録し、事実関係の確認を行う。
- ・ 事実関係にもとづき、いじめ対策委員会は、いじめとして対応すべき事案か否か判断する。
- ・ いじめであると判断された場合、いじめ対策委員会は、いじめ解消に向けた措置（被害生徒のケア、加害生徒の指導、謝罪、保護者への説明等）を迅速に行う。
- ・ いじめ対策委員会で情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。
- ・ 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、協力、関係機関・専門機関と連携の下で取り組む。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること。

②被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(2) 警察への通報

ア. いじめの問題解消が困難な場合やいじめが犯罪行為として取り扱うべきものと認められる場合の対応を定め、被害生徒の生命・身体等への被害が拡大しないようにする。

イ. 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱うべきものと認められる場合、沖縄県教育庁県立学校教育課へ報告を行い助言を受けながら、警察へ相談して対処する。生徒の生命・身体等へ重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察へ通報し援助を求める。

2. 生徒の取組

(1) 必要に応じて、生徒会による集会を実施する。

(2) H R厚生委員にピア・サポート講習を実施し、いじめ被害者のフォローができるようにする。

VI 重大事態の対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」による適切に対応する。

（学校の設置者又は設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その自体（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法に

より当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供についてひつような指導及び支援を行うものとする。

〔いじめ防止対策推進法〕

1. 重大事態の発生・調査

重大事態の意味について（いじめ防止対策推進法より以下の通りとなる）

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

「相当の期間」についてとは

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、県教育委員会、又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

その他、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2. 重大事態への対応

ア. 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合の対応を定めることで、重大事態の迅速な解消を図る。

イ. 重大事案が発生した旨を、沖縄県教育庁県立学校教育課へ速やかに報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

ウ. 沖縄県教育庁県立学校教育課の指導の下、当該事案に対処する組織を設置する。

エ. 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、沖縄県教育委員会へ調査結果を報告する。

オ. 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

3. 重大事態の調査結果の報告

（1）いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。

（2）調査結果の報告

上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には

いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県教育委員会を通じ県知事に報告する。

VII 平成 30 年「沖縄県いじめ防止基本方針の改定」の主なポイント

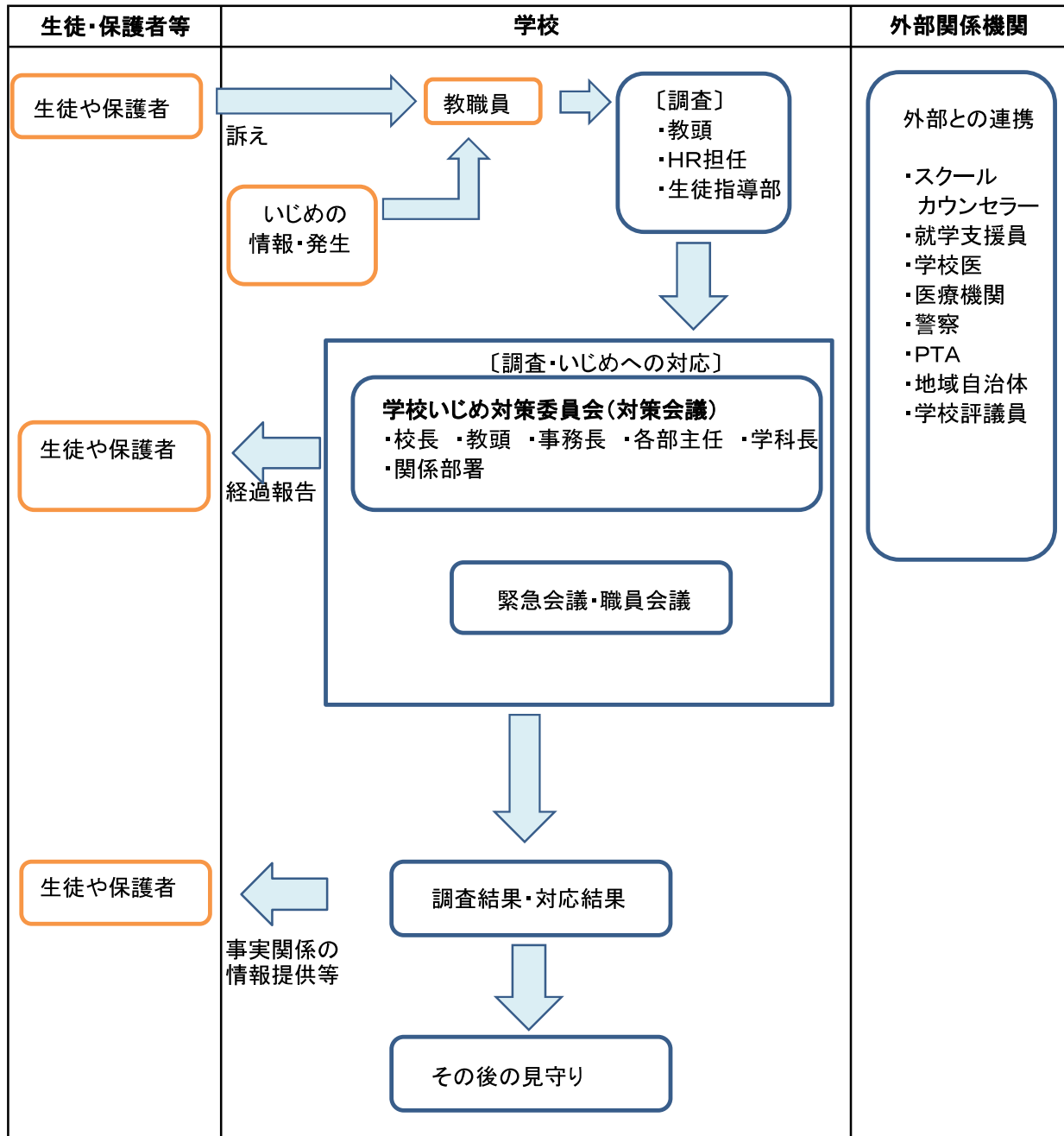
1. いじめの定義で「けんかは除く」とされていた部分を削除して、いじめの該当範囲を拡大したこと
2. いじめの発生状況、学校が策定したいじめ防止基本方針に基づいた取組状況等を、学校評価の評価項目に位置付けるようまとめたこと
3. 学校に設置するいじめ防止対策組織を構成する関係者の教員（管理職、主幹教諭、生徒指導担当者等）と外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者）などの内容を明記し、実効性のある人選となるよう求めたこと
4. 教員がいじめの情報を抱え込んで、学校の対策組織に報告しないことは、同法違反となり得ることを明記したこと
5. いじめが「解消している」状態の要件を、
 - ①いじめに係る行為がやんでから少なくとも 3 ヶ月を経過
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないという 2 点を満たす必要があるとしたこと
6. 発達障がい、外国人児童生徒、性同一障害、東日本大震災被災者や原発事故避難者などへの配慮について求めたこと

いじめ発生時の通常対応(組織体制図)

沖縄県立南部商業高等学校
 沖縄県立やえせ高等支援学校

〔いじめの定義〕 いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。



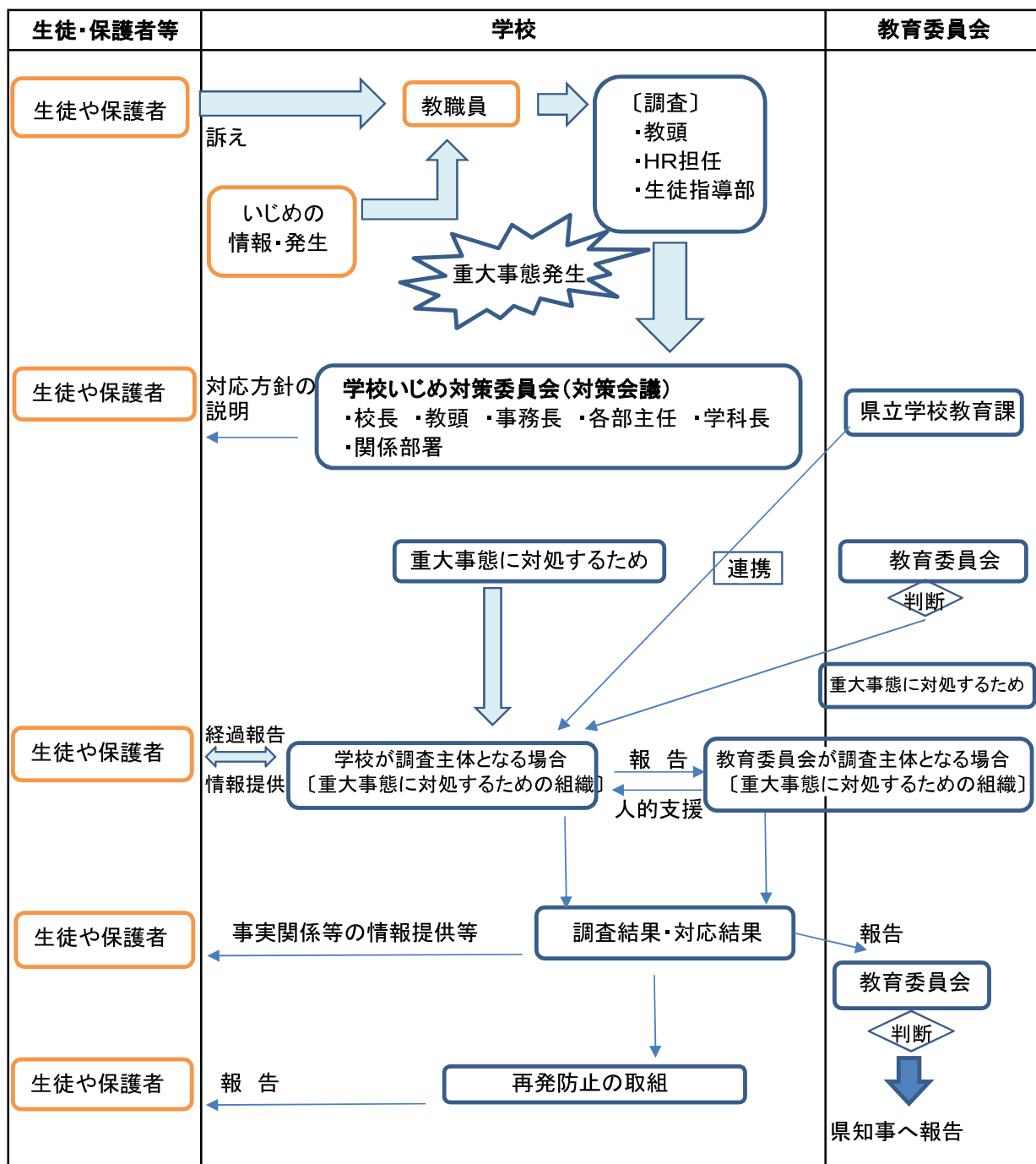
重大事態の発生と対応

沖縄県立南部商業高等学校
沖縄県立やえせ高等支援学校

〔重大事態とは〕 いじめ防止対策推進法 第28条1及び2項

第1項 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

第2項 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



いじめ防止のための年間プログラム

月	1年	2年	3年	職員
4	環境調査票等による実態把握 新入生球技大会 生徒会入会式・対面式・部活動紹介 学級開き セラプラス 野外学習 学習規律の確立・昼食時間の過ごし方 新入生オリエンテーション スタートダッシュ研修			いじめ防止基本方針の確認 いじめ対策委員会発足 スクールカウンセラー面談 就学支援員面談
5	三者面談(本校いじめ防止基本方針の周知・相談窓口の周知)			第1回保健委員会
	進路講話			
	授業参観・PTA総会			
	高校総体			
6	人権の日			拡大学年会
	心の安全チェック			職員研修
	平和学習			
7	校内弁論大会 交通安全講話 個人面談週間			第1回学校評議員会
8	追試支援・進路指導			職員研修
9	リーダー研修 学校創立の日(南部商業) 人権の日			
10	スポーツフェスティバル OA経理科県外研修旅行 新人体育大会			
11	沖縄県産業教育フェア 流通ビジネス科・情報ビジネス科(海外研修旅行) 教室ぴかぴかコンテスト			拡大学年会
12	いじめに関するアンケート 芸術鑑賞 キッズビジネスタウン南商withやえせマルシェ 個人面談週間			第2回学校評議委員会 第2回学校保健委員会 職員研修
1	心の安全チェック 学校評価アンケート 人権講話 職業別講話			
2	予餞会 修学旅行・テーブルマナー講習会(やえせ) 流通ビジネス科交流会			職員研修
3				第3回学校評議員会 第3回学校保健委員会

いじめのサイン

発見シート



監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。



朝（登校前）

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- ☐ ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



夕（下校後）

- ☐ ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



お子さまの
ようすは
いかがですか？



夜間（就寝後）

- ☐ ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。



夜（就寝前）

- ☐ ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ ☐ 学校や友達の話がへった。
- ☐ ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていませんか？

いじめの側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。



- ☐ ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ ☐ 買ったおぼえない物を持っている。
- ☐ ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」 もしかしてと 思ったら...

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しないさい」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口 24時間いじめ相談ダイヤル
24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

0570-0-78310 (なやみ言おう)



政府広報 | 文部科学省

政府広報オンライン特集ページ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ijime/>

「学校いじめ防止基本方針」 一抜粋一

I 学校いじめ防止基本方針で目指す生徒像

1. お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする生徒
2. いじめが人権にかかわる重大な問題であることを理解し、いじめを許さないという意志を持つとともにいじめ防止のために具体的に行動できる生徒
3. コミュニケーション能力を身に付け、人間関係で生じる様々な問題に対して冷静かつ論理的に対応できる生徒

II いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

具体的ないじめの態様（例）

冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
仲間はずれ、集団による無視をされる
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
金品をたかられたりする

III いじめの防止について

1. 未然防止の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作り）

授業の充実、学校行事での居場所づくり・絆づくり、人権教育の充実、部活動の活性化等、学校教育活動全体を通じ、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員・関係者が一体となり取り組んでいます。

2. 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない手立て）

ささいな兆候にも見過ごすことなく、いじめではないかと疑いを持ち、注視し、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知します。下記の取組等で生徒がいじめを訴えやすい体制を整えています。

- （1） いじめに関するアンケートの実施（毎学期）
- （2） 「心の安全チェック」の実施（年2回）
- （3） セラプラスの実施、生活実態調査、携帯電話等の情報通信端末の利用に係る実態調査等
- （4） メールで相談できる窓口の設置 学校メールアドレス school@nanbu-ch.open.ed.jp

3. 迅速対応（発見したいじめには組織的に対応し関係機関・専門機関との連携でいじめ解消へ取り組む）

学校いじめ対策委員会において事実関係の確認・情報共有を行い、組織的な対応方針を決定するとともに被害生徒を徹底して守り通し、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応します。

「いじめ」には学校全体で対応し、生徒が安心・安全に学校生活をおくれる環境をつくりまします。